

包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の38第 6 項の規定により、富山県知事から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和元年12月27日

富山県監査委員 山 本 徹

富山県監査委員 瘡 師 富 士 夫

富山県監査委員 天 坂 幸 治

富山県監査委員 伊 東 尚 志

平成30年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置の内容

テーマ：県税に関する財務事務の執行及び管理について

監査結果報告書（結果・意見）	措置の内容【公表項目】
<p>第3．包括外部監査の結果及び意見</p> <p>Ⅱ．総括</p> <p>3．その他の提言事項</p> <p>（1）賦課徴収業務の公平、統一性の確保（課税・徴収マニュアルの充実）</p> <p>県税の賦課徴収業務は大量かつ反復継続的に実施されるが、経験の有無に関わらず担当者により取扱いに差が生じないこと、また、課税誤りなどリスクをなくすことが求められる。</p> <p>賦課徴収業務が公平、統一的に遂行できるよう課税・徴収マニュアルの充実が必要である。</p> <p>（2）専門性を有する人材の育成（研修の充実）</p> <p>県税の賦課徴収にあたっては専門的な知識・ノウハウが要求されるが、税制度は毎年度改正され複雑化している。また、職員の異動があり、経験年数の長い職員が減ってきている。課税誤りなどのリスクをなくすためにもさまざまな機会を捉えて専門性の向上や人材育成を行っていくことが必要である。</p> <p>このため、県税事務所内部の研修はもとより、自治大学校等の外部機関の研修への参加など、計画的に行うとともに充実させていくことが必要である。</p> <p>（3）税務システムの再開発</p> <p>納税課では、税務システムの機能を補完すべく、県税職員がエクセルで滞納整理シ</p>	<p>措置の内容【公表項目】</p> <p>公平性、統一性の確保は税業務の根幹であり、税経験の有無に関わらず一定水準の事務を行えるよう、これまでもマニュアルの充実に努めてきた。</p> <p>今後もより具体的、網羅的なマニュアルとなるよう随時見直しを行っていく。</p> <p>専門的な知識・ノウハウの醸成を目的とした人材育成については、これまでも自治大学校への派遣研修や全国地方税務協議会等が主催する県外研修会への参加、外部講師を招いた研修会の開催などに幅広く取り組み、職員全体の専門知識・ノウハウの蓄積に努めてきた。</p> <p>今後も職員の経験年数や知識に応じた計画的な研修実施に取り組んでいく。</p> <p>次期システムの再開発にあたっては、滞納整理システムの機</p>

システムを自主開発し、最も件数の多い預金の調査・差押等に必要な文書の作成や、滞納整理の進捗状況等の管理等を行っているが、2つのシステムを二重に管理している部分もあることから、次期の税務システムの再開発にあたっては、この滞納整理システムの機能を分析し、優れた部分については税務システム本体に取り込むことを検討すべきである。

(4) 金融機関に対する預貯金調査等の電子化

滞納者の預貯金の調査については法令に基づき行われているが、年間で数万件に及んでいることから、県はもとより、金融機関の事務負担を軽減するためにも、国、金融機関、システム開発企業の取組状況を注視しながら、預貯金調査の電子化の導入を前向きに検討すべきである。

また、預貯金差押のために臨店することは、金融機関等にとっても負担となるため、電子化により差押え事務の軽減を図ることも考える必要がある。

(5) 多様な納税環境の整備

スマホアプリ等による電子マネーの利用が拡大している中、キャッシュレス決済の進捗を踏まえ、より多様な納税環境の整備を検討する必要がある。

能を分析し、税務システム本体に取り込むことを検討する。

預貯金調査の電子化については、民間事業者によるシステム開発が行われたことを受け、一部の自治体で導入が始まっている。

預貯金調査等の電子化は県はもとより、金融機関の事務負担の軽減につながることから、既に実施している自治体での導入効果も検証しつつ、今年度、金融機関等とも協議を行うなど、導入に向けた検討を行っている。

多様な納税環境を整備するため、既に実施している自動車税に加え、個人事業税、不動産取得税についても、令和2年度からのコンビニ納付、令和3年度からのクレジットカード納付の導入を予定している。

また、スマホアプリによる納

Ⅲ. 個別的事項

1. 法人県民税・事業税

【意見】 No. 1

法人設立等の申告について、申告書用紙によるものの他に、eLTAXによるものがある。現在、eLTAXによる申告が全体の半数を占めている状況である。県は、法人設立等の申告があった場合、その申告書にもとづき、税務電算システムに入力しているが、eLTAXでの申告があった場合も同様の対応をしている。しかし、同じeLTAXを利用した確定申告については、申告データが税務電算システムに自動的に反映されている。

手入力は、入力の間違いを発生するだけでなく、入力者の負担にもなることから、確定申告と同様にeLTAXと税務電算システムとをデータ連携できるように、税務電算システムを改修することが望まれる。

【指摘】 No. 2

平成29年度の申告期限の延長申請の決議書、加算金決定決議書、減免申請の決議書を確認したところ、決裁日が空欄になっているもの、根拠条文が誤って記載されているもの、必要な添付資料が漏れているものがあった。

富山県文書管理規程により、決裁文書には決裁年月日を漏れなく記載する必要がある。さらに決裁文書は特に厳格な対応を要求され一定期間の保管が要求されているこ

税についても、今年度、既に実施している自治体での導入効果も参考に導入に向けた検討を行っている。

現行税務電算システムによるeLTAXとのデータ連携については、改修による対応が困難であるため、次期システムでの導入を検討する。

平成30年8月から、決議書における決裁日及び根拠条文の記載や申請書における必要書類の添付について、担当者及び班長以上の複数の承認者による慎重な確認を徹底している。

また、根拠条文等の記載誤りの場合には、修正印を用いたうえで修正することを徹底している。

とから、根拠条文を正確に記載する必要がある。記載の間違いをした場合は、修正印等を使用することが望まれる。

【意見】 No. 3

法人の事業等変更申告は、紙の申告書によるものとeLTAXの申告によるものがあるが、どちらの場合も、税務電算システムに職員が手入力をしている。しかし、紙の申告書は変更前の欄が右側で変更後の欄は左側になっているが、eLTAXの申告書は、変更前の欄が左側で変更後の欄が右側になっていることから、税務電算システムへの入力が誤りやすい状況になっている。また、国税である法人税における「異動届出書」や富山市の「法人設立・異動等届出書」もeLTAXと同様に変更前の欄が左側で変更後の欄が右側になっている。

税務電算システムへの入力ミスや、納税者の記載誤りをより低減するためにも、紙の申告書の様式をeLTAX等に合わせて変更することが望まれる。

また、変更年月日を記載する欄があるが、登記日で記載するのか、実際の変更日で記載するのかが明記されていない。平成29年度の事業等変更申告書を確認したところ、変更年月日について、登記日で記載したり、実際の変更日で記載したりとばらつきがあった。

県は法人の事業等変更申告書に記載された内容を基に判断することになるから、申告者から正確な申告をしていただくことが重要となる。特に県外の所在地等の異動は、課税額にも影響をすることから、変更年月日に登記日か実際の変更日かどちらで記載

平成31年4月1日施行の改正富山県税条例施行規則において、県独自の様式をeLTAXの様式に合わせ、新旧区分の記入欄について、変更前を左側に、変更後を右側に記入する形とした。

また、「登記年月日」欄を設け、登記日と実際の変更日の両方を併記する形とした。

するかを明確にするかもしくは登記日と実際の変更日の両方を併記するような様式に変更することが望まれる。

【指摘】 No. 4

平成29年度の県税減免申請書（富山県税条例施行規則第46号様式）を確認したところ、期間の記載に誤りが多かった。減免は、平成28年度分を平成29年度に減免するので、記載する期間は平成28年度で記載すべきところを平成29年度で記載していた。これは、減免申請書の様式に既に平成29年度と記載されていたために誤ったものと考えられる。

また、減免期間について1月に満たない端数を切り捨てて4箇月で計算すべきところ、申告書に誤って記載されていた5箇月として減免額も同様に5箇月で計算されているものがあった。

減免期間にかかわらず、全額減免される事例のため、課税関係に影響がないものの減免額の計算としては誤っていることになる。

今後、減免対象期間を正確に記載させるようにするとともに、税額計算の確認も確実に行う必要がある。

【意見】 No. 5

平成29年度の県税減免申請書の決裁資料を確認したところ、新規案件の申請書毎に「均等割法人減免申請審査表」を作成しており、減免理由が明記されていた。また、その他に収入割合や支出割合が記載されていた。ただ、その内容は、審査表ごとにばらつきがあり、減免の判断に必要な項目で

減免対象期間の記載について正確を期すよう、平成31年3月に申請者あてに発送した案内文により注意喚起するとともに、減免申請書の受付・審査にあたり、減免対象期間及び減免額について、担当者及び班長以上の複数の承認者による慎重な確認を徹底している。

「均等割法人減免申請審査表」について、令和元年度分から、記載項目を整理、統一し、減免事由に応じて記載し審査できるよう改善した。

あるのか不明瞭なものであった。

減免申請審査表の記載内容については、項目等を統一するとともに、その必要性を明瞭にすることが望まれる。

【意見】 No. 6

県は、申告予定の全ての法人に対して、申告書用紙（プレプリント）を送付している。しかし、送付した申告書用紙で申告する場合は一部にとどまり、eLTAXによる申告や会計・税務申告ソフト等により作成した申告書による申告が多い状況にある。

また、平成29年度における申告書用紙等の送付には6,725千円（1件あたり207.71円）がかかっている。

国においては、e-Taxでの申告を積極的に進めており、e-Taxでの申告を実施している法人には申告書用紙の送付を停止している。さらに平成32年（2020年）4月1日以後に開始する事業年度からは、資本金の額等が1億円を超える法人等は、原則e-Taxでの申告となる。他の県や市の中にもeLTAXで申告している場合や送付している申告書用紙を利用していない法人に対し、申告書用紙の送付を停止し、納付書のみの送付を行っている団体がある。

今後さらにeLTAXでの申告が増えてゆくことが見込まれることから、送付にかかる経費の削減や環境負荷の軽減から、国や他県の例も参考に申告書用紙を共同発送している市町村とも協議し、申告用紙等の送付廃止を検討することが望まれる。また、eLTAXでの申告は、職員の作業負担の軽減や入力誤りの低減につながることから、今後はeLTAXでの申告を強く推進してゆくこと

現在申告書用紙を共同発送している13市町村と協議した結果、eLTAXでの電子申告が義務化される法人及び既にeLTAXでの電子申告を行っている法人について、申告書用紙の発送をとりやめることとし、義務化後の最初の予定申告時期となる令和2年度10月から実施する。

が望まれる。

【意見】 No. 7

県は、申告データの確認を担当者毎に分担してチェックリストにより全件確認している。主に入力間違い等がないかの確認であるが、現状、eLTAXでの申告が7割を超える状況にあり、eLTAXによる申告データが税務電算システムと自動連携で反映されるため、誤りはほぼ発見されない状況になっている。(eLTAXでは連携されない分割情報を反映するために手直しをする程度である。)

そのため、チェックリストの作業量に対して、その成果がほとんどない状況になっていることから、少なくとも誤りが発生しないeLTAXによる申告データについては、税務電算システムへの反映に問題がないかを確認した上で、個別の確認を省略し、誤りの発生する可能性がある手入力の申告におけるチェックを重点的に行うことなどしてチェック作業の効率化を進めることが望まれる。

【意見】 No. 8

県担当者は、申告書の誤りがある場合に、納税者もしくは税理士に確認をとり、訂正を行っている。

特に税額が変わる訂正の場合は、県税額及び納税者の負担額が変わることから慎重に対応する必要がある。税額の変更を伴う訂正の場合は、例えば上席者や別の担当者が確認するなどの適切な対応を行うことが望まれる。

【指摘】 No. 9

平成30年8月から、eLTAXによる申告データについて、税務電算システムと連携されていない項目を除き、個別の確認を省力化するとともに、手入力申告のデータについて、従来以上に重点的にチェックすることにより、作業の効率化を図っている。

平成30年8月から、別の担当者によるダブルチェックを行うとともに、最終的には上席者(班長)による確認を徹底している。

法人県民税・事業税の調定決議は、毎月、「法人県民税調定状況、法人事業税・地方法人特別税調定伺」を税務電算システムから印刷し、その余白に押印欄のゴム印を押したものに、各決裁者、回覧者が押印する方法で行われている。しかし、その調定決議書には、通常の決裁文書にあるような、起案日、決裁日等の記載がなかった。

「富山県文書管理規程」第15条第4項第1号において起案文書には、件名、起案年月日、職名、氏名等を記載することになっている。また同24条において、決裁文書には、文書責任者において決裁日付印を押印することになっている。

「富山県文書管理規程」に従い、決裁書類には起案日や決裁日を記載することが必要である。

なお、現状の対応は「法人県民税調定状況、法人事業税・地方法人特別税調定伺」の余白を利用して、決裁印等を押印しているが、起案日等記載するスペースがないことから、鑑を添付してそれに起案や決裁に必要な事項を記載することが望まれる。

【意見】 No. 10

税務書類の保管を確認したところ、当年度分の税務書類は、施錠がなされていない執務室の棚で管理されていた。また、昨年度分の税務書類は施錠可能な書庫で保管され、2年度から7年度前までの税務書類は普段は施錠されている倉庫に保管されていた。

税務書類の情報は、法人等において機密情報にあたることから、部外者が入りづらい箇所にあつたとしても、不正な立ち入り

平成30年8月から、法人県民税・事業税の調定決議にあたっては、決裁欄、起案日欄、決裁日欄を記載した鑑を添付し回議している。

法人関係の税務書類については、平成31年3月から施錠が可能な書棚を執務室内に設置し、全て施錠可能なスペースで保管している。

を完全には防止ができないことから、税務書類は施設が可能なスペースでの保管が望ましい。

【意見】 No. 11

県は、県内の大型商業施設等で、未届法人の調査を行っている。平成29年度は高岡市の大型商業施設で調査を行っていたが、調査は県のみで行っていた。

県税が課税される場合、市町村税も課税されることが多いことから、未届法人調査においても、地元の事情を把握している市町村と連携して実施することが望ましい。

2. 個人事業税

【意見】 No. 12

医業及び歯科医業を営む個人事業主は、所得税の確定申告書提出時において、確定申告書に加え、社会保険診療報酬と自由診療の収入等を区分し報告する付表を提出する必要がある。個人事業税の計算上、社会保険診療報酬に係る事業所得は非課税となることから、付表と同じ情報は必要となる。

国税連携による「確定申告書の付表」と、総合県税事務所が提出を求めている「医業収入金額の内訳に関する調査票」は内容的に重複している。これは、以前は自由診療収入を社会保険診療報酬に誤って記載している事例があったことから、税理士会等に協力をお願いし、平成25年度（24年所得）から個人事業主（歯科、皮膚科等を除く。）に注意事項を明記した調査票の提出を求めている。平成30年度（29年所得）は、268件について求めている。この5年間の取り組みで、収入の区分について理解がなされ、

令和元年度分の調査から、事前に地元市町村の担当課に照会を行い、情報提供を得るなど連携を図っている。

医業・歯科医業を営む個人事業主に対して、令和元年度（平成30年所得）分から、県独自の調査票を郵送し回答のうえ提出するよう求めることはせず、所得税の確定申告時に付表を提出するよう、県税理士会等の協力も得て徹底している。

調査票と付表との相違は大幅に減少した。

今後、重複される業務を解消し、課税事務をより効率的に進めていくために、国税の付表が未提出となっている個人事業主等に対して、独自の調査票の提出を求めず、付表の提出を徹底していくことが望まれる。

【意見】 No. 13

上述の調査票の発送及び回収業務は、総合県税事務所より個人事業主本人に調査票が郵送され、その回答を求めているのが原則である。その後、調査票に個人事業主が直接記載するケースもあると考えられるが、一般的には顧問税理士が調査票を預かり、調査票に記入の上、個人事業主に返送した後に総合県税事務所に提出される、あるいは顧問税理士が直接記入後に総合県税事務所に郵送するケースが多いと考えられる。

このことにつき、要望のあった顧問税理士に対して個人事業主分の調査票を直接税理士宛に郵送し、直接税理士より回収している事例が確認された。

この方法の採用は、調査票の効率的な発送及び回収により、回収率の向上を図る点では効果的な方法と考えられる。但し、他の調査票の提出を求められる個人事業主やその事業主を顧客に持つ税理士にとっては、顧問税理士への調査票の直接発送及び回収手続が利用可能であれば皆同じ対応をしてもらいたいと等しく考えると想定される。何故ならば、確定申告書提出時期と調査票提出時期が重なることから、可能な限り手続きを省力化したいと個人事業主や顧

上記のとおり、医業収入金額の内訳の確認事務については、県独自の調査票を個別送付することをやめたが、今後、他の税務事務において、顧問税理士との間で直接書類を郵送、回収すること等により、事務の効率化・省力化を図ることができるようであれば、そのような取扱いを採用していく。

問税理士は考えるからである。

そもそも所得税における附表の提出を徹底していく必要があり、調査票の個別送付はやめるべきであるが、今後このような税務事務の効率化・省力化につながる取扱いがあれば、要望の有無にかかわらず対応できるよう、個人事業主や顧問税理士に広く周知することが望まれる。

【意見】 No. 14

収入の一部に官公庁との業務委託契約分が含まれている個人事業主の取扱いについて、出張旅費等経費を全て委託者が負担しているため、給与扱いとみなし、個人事業税の所得計算上は事業収入に含めない結果、事業所得が課税対象に満たしておらず失格扱いとしていた事例が確認された。

しかし、委託者である官公庁と受託者である個人との間で業務委託契約書を締結しており、業務対価に消費税が含まれ、委託契約に基づく履行内容は仕様書で縛られているとともに、履行義務が個人事業者本人に求められ、損害賠償まで契約書に記載があるなど、包括外部監査人としては、コンサルタント業務に該当するのではないかと考えられる。

このような事案については、取扱いをより慎重にすべきであり、特に過去の適用事例や他県の事例等とも比較考量し、その判断根拠を調査票兼入力票に書き留めておくことが望ましかったと考える。

【意見】 No. 15

現在、個々の案件について、法定事業に該当非該当の判断根拠は個人事業者別の

課税の判断にあたっては、これまでもその判断根拠を調査書兼入力票に適正に記入してきており、今後とも、翌年度の課税の際に判断を迷うことがないようにするためにも、より明確な記入を徹底していく。

法定事業の該当非該当の判断については、これまでも適正に

「調査書兼入力表」に記載し、担当部署内での確認承認をもって、課税判断が行われている。これにつき、今後の判断基準（水準）を統一化し、公平な判断を進めるためにも法定事業に該当しないと判断した事例等を定期的に取りまとめ、総合県税事務所内でのデータベースとして共有することが望まれる。

現在においても個人事業税が課税されない事業（業種）については、その一覧を作成し、総合県税事務所内で共有されているが、法定業種であり対象事業でありながら法定事業非該当と判断するケースもあり、事業の内容・業態等から個別に該当事業・課税の可否を判断している事例もある。このようなケースでは、過去の事案も考慮しながら公平公正に判断すべきであり、担当者の交代があった場合でも同様の判断が可能となるように事例を内部共有する仕組みを設けることが内部統制上望まれる。

3. 不動産取得税

【意見】 No. 16

承継課税では登記異動データから課税客体（不動産の取得）を把握することになる。具体的には、外部委託者が法務局において登記情報を閲覧し課税に必要な情報を紙（資料せん）に書き写したものを、総合県税事務所職員が法務局に出向き資料せんの内容を精査し、そのデータを富山県税務電算システムに登録し、富山県税務電算システムから出力されるプルーフリスト、エラーリストを確認し必要な修正を行うといった作業がなされている。

これらの一連の作業は、「不動産の取得」

行っており、今後とも個々の事例等を定期的に取りまとめ、内部共有を図るなど、より公平公正な判断ができるよう取り組んでいく。

不動産取得税の課税に関し登記情報を電子データで都道府県へ提供する仕組みの構築については、全国地方税務協議会からの提言のほか、内閣府が実施した「令和元年地方分権改革に関する提案募集」において、埼玉県及び千葉県から同趣旨の提案がなされており、本県も共同提案という形で意見提出を行ったところである。

今後も引き続き上記仕組みの

情報について、法務局が有している登記異動データ（電子データ）を「正」とし、これを県税システムに正確に取り込む作業であるが、もともと正しい情報が法務局に電子データとして存在しているにもかかわらず、いったん紙に書き写し、再度、電子データとして入力し、その内容を検証するといった非常に非効率なものになっている。

登記異動データを所管する法務局から電子データとして直接入手することは現在できていないが、それができるようになれば、時間とコストを大幅に削減できるものであり、登記異動データを電子データとして県税システムに直接取り込むことができる仕組みを構築することが望まれる。

なお、同様の内容が平成18年度包括外部監査でも「意見」として出されているが、上記のとおり、実現には至っていない。

この点については、富山県においても必要と考えられており、従前から全国知事会を通じ、実現に向けて国へ働きかけてきたとのことであった。昨年には、富山県もメンバーとなっている、全国地方税務協議会において「不動産取得税課税事務効率化検討WG」が設置され、登記情報電子データ提供に向けた国への提言を取りまとめるうえ、本年1月に総務省及び法務省に提言されている。

不動産取得税課税事務効率化のため、法務局保有登記異動情報データの都道府県への提供が実現するまで、引き続き、国へ働きかけることが望まれる。

【意見】 No. 17

不動産取得税の申告義務については、地

構築について、国へ働きかけていく。

従来から、ホームページ等へ

方税法第73条の18において、当該道府県の条例の定めるところによると定められており、それにより、富山県税条例第80条に「不動産を取得した者は、当該不動産を取得した日から60日以内に、(中略)知事に提出しなければならない。」と定められている。

総合県税事務所によれば、不動産取得税の申告実績は全体課税件数(軽減対象外を含む)の内、おおよそ60%程度にとどまっております。税額が軽減されないケースでは申告はほとんどなされていない。

総合県税事務所としては、不申告者が相当数にのぼっている実態について、不動産取得税の申告義務が十分に周知されていないことが主たる要因であると分析している。

これまでも納税通知書に案内書を同封するなど、不動産取得税の申告義務を周知する施策を実施してきているが、ホームページ等への掲載や宅建業者に協力を依頼するなど、さらなる周知活動の実施が望まれる。

【指摘】 No. 18

不申告者への過料について地方税法第73条の20では「条例で過料を科すことができる」と定めている。

これを受けて、富山県税条例第81条では「正当な事由のない不申告には過料を科す」と定めている。

そもそも、不動産取得税の申告書の提出自体は、不動産取得税の賦課の要件となっていないことから、申告書の提出がなくても不動産取得税を賦課することは可能である。NO. 17でも述べたように、富山県においては税の軽減がされないケースでは申告は

の掲載や宅建業者・関係団体に協力を依頼するなど、申告義務の周知を図っているほか、令和元年度からは、納税通知書にも同封している税制改正内容を反映した不動産取得税の案内パンフレット等を3ヶ月前倒しして作成するなど、迅速・丁寧な情報の提供にも配慮しているところであり、今後とも一層の周知に努めていく。

不動産の取得の事実等の申告義務及びそれが正当な事由なくされなかった場合には過料を科すことができる旨については、地方税法において規定されている。

現状、申告義務については十分に周知されているとはいえない状況にあるが、特に承継課税において、登記異動データを法務局から入手するために一定の事務コストを要していること等

ほとんどなされていない。また、不動産取得税申告書の提出がなくても課税上、実務的には問題がなく、不動産取得税の賦課にあたっては、申告書の提出を待たずに課税事務が進められているのが現状である。

とはいえ、条例を定めている以上、正当な事由のない不申告に対しては10万円以下の過料が科されることになる。この点、県税務課によると、正当な事由の有無を判断するための具体的な基準は設けておらず、結果として、過去において1度も過料が科されたことはなく、おそらく全国的にも過料を適用した事例はないとのことであった。

こうしたやり方では過料を科すかどうかにあたり、正当な事由の有無について本質的な判断がなされていない点で問題があり、条例に従った実務を遂行するには、正当な事由の有無を公平で客観的に判断できる基準を設ける必要がある。

他方、申告書の提出義務が周知されていない中で、すべての不動産取得者に申告書を提出してもらうことは極めて困難であり、それに対して申告書の提出を求め続けたり、不申告案件について正当な事由の有無を逐一検討することは大きな事務負担の増加につながると思われる。申告の有無が課税事務に影響がないとすれば、そもそも過料を科すことの意義や正当性から見直すことも検討すべきである。

いずれにしても、現状、条例で定められている規定が守られていないことは事実である。これについて、様々な角度から検討を行い、条例と実務との整合を図ることが必要である。

も考慮し、まずは申告義務の一層の周知に努めることとし、ホームページ等への掲載、宅建業者や関係団体への協力依頼を行ったほか、令和元年度からは案内パンフレット等を3ヶ月前倒して作成し、迅速・丁寧な情報提供にも配慮している。

【意見】 No. 19

住宅取得及び宅地取得については、申告を要件として次のような特例及び減額の制度が定められている。

i : 住宅取得の場合

住宅を建設した場合において課税標準を算定するにあたり、不動産価格から1,200万円を控除できる（地方税法第73条の14第1項）。

なお、この特例は、「住宅の取得者から、当該道府県の条例で定めるところにより、当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告がなされた場合に限り適用するものとする（地方税法第73条の14第4項）」とされている。

ii : 宅地取得の場合

土地を取得したものがその上に一定の住宅を取得した場合において、所定の計算式に基づき算定した金額を不動産取得税から減額できる（地方税法第73条の24第1項から第3項）。

なお、この減額措置は、上記 i と同様、土地の取得者からの申告がなされた場合に限り適用されることになる（地方税法第73条の24第5項）。

富山県税条例ではこれらの恩典を受けるためには、「不動産を取得した日から60日以内に申告しなければならない」としているが、例外として、「知事が認めた場合はこの限りではない」と定めている（富山県税条例第75条第1項、第85条第1項）。

「知事が認めた場合」として、「昭和57年4月14日税第61号 住宅及びその用に供

住宅取得及び宅地取得については、申告を要件とした特例・減額制度が地方税法に規定されているところであるが、その申告期限については条例に委ねられている。

条例上の申告期限の見直しについては、他県状況も参考として検討していくが、どの程度の申告期限とすることが適切かを判断するうえでも、申告制度の一層の周知が必要であるため、ホームページ等への掲載、宅建業者や関係団体への協力依頼を行ったほか、令和元年度からは案内パンフレット等を3ヶ月前倒して作成し、迅速・丁寧な情報提供にも配慮している。

する土地の取得に対する不動産取得税の特例措置の適用を受けるための申告に係る富山県税条例の一部改正について」において次のように規程化されている。

・「知事が特に認めた場合」とは、取得した不動産に係る不動産取得税の納期限までに申告があった場合をいうものであること。

富山県では、不動産取得税の申告義務が十分に周知されていない状況のもと、条例で定める不動産取得税の申告書の60日以内の提出は現実的に困難であるとの認識から、現実的な対応として、条例で定めた60日以内という期限を過ぎても、税金の納期限までに申告すれば特例及び減額の措置を受けることができる取扱いとし、県税事務所においては、不動産の取得者に納税通知書を送付する際に申告書の提出を促す書類と申告書の様式を同封している。

様々な事情からこうした実務対応を図っているものと思われるが、結果として、条例で定めた60日以内という期限のルールが有名無実化しており、条例としての意味をなしていないことから、条例において税の納期限までを申告期限としてはどうか。

【意見】 No. 20

不動産取得税の申告が、納付期限後になされた場合の扱いについては、「昭和57年4月14日税第61号 住宅及びその用に供する土地の取得に対する不動産取得税の特例措置の適用を受けるための申告に係る富山県税条例の一部改正について」において次のように定められている。

納期限後の申告については、令和元年度から、個々の事案について「申告遅延の理由書」を徴収するとともに、具体的な理由の聞き取りを行っており、令和元年度末までに判断基準となるケース例の整備を行う。

・納期限後に申告のあったものについては、個別にその事情を徴し、真にやむを得ない理由のあるものについてのみ、納期限までに申告があった場合と同様の取り扱いをすること。

つまり、納期限を過ぎてから申告があった場合についても、「個別にその事情を徴し、真にやむを得ない理由のあるものについてのみ」は特例及び減額の措置を受けることができるようになっている。

実際に「真にやむを得ない理由がある」と判断されたケースについて県税担当者へ質問したところ、実務上は納税者から「申告遅延の理由書」を徴収し、判断を行っているが、全件が「真にやむを得ない理由がある」と判断されているとのことであった。

その内容をサンプルで確認したところ、手続きを知らなかった、自宅とは別の住居に住んでいたため、郵便物を確認していなかった、書類を見ていなかったなどの理由であった。

総合県税事務所に運用方針を確認したところ、一律に期限を設けてはいけないこと、個別に事情を徴すること、といった抽象的な判断基準に基づき、個別事情を踏まえて判断しているとのことであった。

これら個別の理由が「真にやむを得ない理由」に該当するのかどうかについて、その判断を否定するものではないが、課税の公平性を確保する点や課税事務を円滑に行う点からも、より具体的な判断基準を設けることが望まれる。

不動産取得税における「不動産の取得」には、原始取得と承継取得があるが、このうち原始取得の典型として「建築」という概念がある。

ここで建築とは家屋を新築、増築することのほか、改築（家屋の壁、柱、床、はり、屋根、天井、基礎、昇降の設備その他家屋と一体となって効用を果たす設備について行われた取替え又は取付けで、その取替え又は取付けのための支出が資本的支出と認められるもの）することも含まれる（地方税法第73条第8号）。

課税事務において、不動産の取得は富山県における自主評価、市町村からのデータ提供、登記異動データの収集によって把握がなされている。しかしながら、住宅のリフォームや電気設備・空調設備などの取替え等で資本的支出に該当するものが存在していたとしても、市町村の現地調査や建築確認申請等により把握されるケースを除けば、これらを把握することは難しい。

「改築」についても不動産の取得があったものとして課税するという法令への合規性や課税の網羅性の観点から、市町村とも協力し、現在把握ができていないような「改築」についても把握ができる仕組みを構築することが望まれる。

【意見】 No. 22

地方税法では公共事業の用に供するために不動産を譲渡し、その代替となる不動産を取得した場合に課税される不動産取得税については、公共事業へ協力したことを考慮し、税負担を軽減する措置が図られている。

「改築」については、その把握が極めて困難であることや、資本的支出があったと認められるか否かの明確な基準もないことから、令和元年5月に市町村を対象に実態調査を実施し、調査結果の提供などにより、先ずは、情報・課題の共有を図った。

今後、「改築」の網羅的で効果的な把握方法や課税対象とするべき「改築」の判断基準、さらには、「改築」に対する公平で適正な課税の実現可能性について、市町村と連携しながら検討していく。

令和元年8月に要綱改正を行い、公共事業への協力に伴う代替不動産の取得に係る不動産取得税の軽減措置について、積雪・寒冷補正率を乗じない旨を明記した。

具体的には、当該取得にかかる不動産取得税額から、公共事業の用に供するために譲渡した「不動産の価格（固定資産課税台帳に登録されている価格）」に見合う税額が減額されている。

これに関して富山県では、さらに税負担を軽減すべく「不動産取得税減免要綱（第4条）」において譲渡した不動産の価格（固定資産課税台帳に登録されている価格）が低い場合には、不動産の価格を、別途、固定資産評価基準（地方税法第388条第1項）によって算定することとしている。

この結果、「固定資産課税台帳の価格<固定資産評価基準による価格」であれば、減額される税額が増えることになる。

固定資産評価基準による価格の算定に当たっては、富山県のルールとして、たとえば家屋については以下の定めが置かれている。

規定名称：不動産取得税減免要綱の取扱上の注意について

被収用家屋の再建築価格×経年減点補正率

ここに登場する、経年減点補正率については、「固定資産評価基準」（総務省）のなかで、「通常の維持管理を行うものとした場合において、その年数の経過に応じて通常生ずる減価を基礎として定めたもの」としたうえで、「家屋の損耗が積雪又は寒冷によつて増大する地域に属する市町村に所在する家屋の経年減点補正率は、いわゆる積雪補正の調整を行う」こととされている。

これに関して、平成29年度において公共事業の代替取得による軽減措置が適用され

た案件において、積雪補正を考慮していない案件があった。

理由を確認したところ、不動産取得税減免要綱は税負担を地方税の定めに上乗せして軽減する趣旨で設けられているものであるが、積雪補正を行ってしまうと上乗せ分が生じず、その趣旨が達せられないことから、積雪補正を行わないという判断を行ったということであった。

経年減点補正率の理解としては、固定資産評価基準にあるとおり積雪補正を含む概念と解するのが通常であると思われる。課税事務の過程で要綱の趣旨を根拠として積雪補正を行わないとした判断について、即座に否定されるものではないが、経年減点補正率について固定資産評価基準に定義がなされている以上は、それと異なる扱いをするのであれば、上記の規定において明確にしておくことが望まれる。

【意見】 No. 23

不動産取得税に関して、課税したものの徴収に至らず、いわゆる不納欠損として処理される部分がある。不納欠損額は年度によってばらつきがあり、不動産事業者によるマンション建設など大型の不動産開発等がなされたあとに事業者が経営破綻した場合などは不納欠損額も多額に上る。

不動産取得税の課税は不動産の取得の事実から一定期間を経過した後になされることになる。これは課税事務において法務局や市町村からのデータを収集したうえでの賦課決定となるためであり、やむを得ない面はある。

しかし、民事再生法等の申請があるなど

従来から、徴収部門と連携し、必要があると判断した場合には、緊急的に賦課しているところであり、今後とも一層の連携を図り、適切な賦課・徴収に努める。

経営の危機にあると判断された企業等については、通常の課税事務・徴収事務では後々に税金を徴収できなくなる（不納欠損となる）可能性が高く、速やかな徴収を行う必要があるといえる。

そこで、大型の不動産開発などの案件については、民間情報機関からの倒産情報や自らの調査により情報を収集し、課税部門と徴収部門が連携を図ることで、多額の不納欠損という事態を防ぐ仕組みを構築することが望まれる。これについては、東京都において「緊急賦課」という形で仕組みが整備・運用されているが、不動産取得税は、随時に課税できる税目でもあることから、必要に応じ、徴収部門との緊密な連携を図り、定期的な課税以外に、緊急的に賦課する等により、不納欠損の未然防止、あるいは不納欠損額の減少に結びつけてほしい。

4. 自動車取得税・自動車税

【意見】 No. 24

自動車税の課税免除を受ける者は、必要書類を添付し、自動車税課税免除承認申請書等を提出する必要がある。一度、課税免除とされた者については、課税免除の要件が満たされていることを条件に、課税免除が継続適用されていく。自動車税センター担当者によると、この課税要件が満たされているかどうかについて、定期的な確認を行っていないとのことである。対象は社会福祉法人の車椅子移動車や自動車学校の教習車等であり、課税免除継続中に課税要件が満たされなくなることはほぼ無いと考えられるが、課税の公平性の観点から定期的に書面調査、実態調査等を実施することに

継続的に自動車税の課税免除を受けている者を対象として課税免除要件が満たされているかを定期的に確認するため、令和元年末までに調査方法や調査対象等を検討のうえ、年次計画を立て、以降、一定のサイクルで実施していく。

より、課税要件が満たされているか確認することが望まれる。

【意見】 No. 25

申告内容、入力結果の照合等については、ペン等で申告書にチェックを行っているが、誰がチェックしているか分からない状況にある。チェック実施者等の責任を明確化させるためにも、実施者の押印や、実施者の名前を記載するなどの対応が必要と考える。今後の内部統制制度の導入に向けて、各担当者の権限及び職責を明確にし、適切に業務を遂行する体制を整備していくことが望まれる。

【意見】 No. 26

自動車取得税申告書の大半は登録申請業務を代行している民間団体からのものである。当団体から受付する申告書において課税標準額が税額から逆算する算出方法のため金額が合わず審査でエラーになる場合があり、チェック及び修正に多大な時間を要し、業務効率性の観点からは問題がある。今後、当団体に対して記載方法について要請を行う等緊密な連携をとりながら、自動車税センターの負担を減らすことが望まれる。

5. 県たばこ税

【意見】 No. 27

申告書のシステム入力結果（売渡数量、税額）の正確性検証についてはシステムから出力される調定内訳書と申告書を照合により行っているが検証した証跡が残っていない。責任の所在の明確化と事後的な検証

新たに日毎の自動車税申告書チェック票を作成し、令和元年8月から、申告書を審査した各担当者及び課税課長が押印することにより、審査の責任を明確にする体制とした。

令和元年7月に、登録申請業務を代行している民間団体に対し、申告書における課税標準額の算出方法を改善するよう要請した。

当団体からは、全国共通の汎用システムを使用しているため、上部団体に対しシステムの改修を要望する旨の回答があったところであり、改修の実現を引き続き働きかけていく。

申告書のシステム入力結果については、システムから出力された調定内訳書と申告書を照合して行っているが、平成31年4月から出力結果を印刷し、

可能性確保の観点から検証証跡を残すことが望まれる。今後の内部統制制度の導入に向けて、各担当者の権限及び職責を明確にし、適切に業務を遂行する体制を整備していくことが望まれる。

【意見】 No. 28

手持品課税申告件数が多いため、エクセルにて手持品課税申告一覧表を作成し、合計本数及び合計税額を集計し、税務電算システムへ入力している。この作業は現状担当者1人で行っている状況にある。入力内容や金額の正確性確保の観点から、作成者（入力者）以外の者が入力結果をチェックすることが望まれる。

6. 軽油引取税

【意見】 No. 29

特別徴収義務者に対して報償金を交付する目的は、徴収制度の円滑な運営を図り、納期内納入を促進するとともに、「軽油引取税の特別徴収事務については、一般的な特別徴収事務と異なる特別の事情があることにかんがみ、通常必要とされる事務経費をこえる経費の一部を補助する趣旨」（昭和48年旧自治省通達）である。この報償金制度は国（旧自治省）の指導の下、全都道府県で一般的に実施されている制度であり、富山県の交付率は期限内申告納入額の1000分の25となっており、平成29年度の報償金総額は、総額272,984千円となっている。

この点、軽油引取税の特別徴収義務者は、軽油の引取り、引渡し、納入等の数量の報

照合できたものは蛍光マーカーでチェックを入れることとし、これを調定伺の決裁時に添付し、各担当者及び税務課長が押印することにより、責任を明確にする体制とした。

令和元年度の手持品課税においては、調定伺の決裁時に、申告書を添付して回議を行うこととし、担当者以外の者が複数で入力内容を確認することとした。

報奨金の交付率については、旧自治省通知において、1000分の25を目途に定めることが適当とされていたことから、申告納入期限内納入額の交付率は全都道府県で本県と同率、徴収猶予期限内納入額の交付率は42団体で本県と同率となっている。

徴収猶予期限内納入額の交付率について、1000分の25を下回る率で設定しているのは4団体と少数となっている。このため、現時点での見直しについては、全国展開する特別徴収義務者が流通経路を変更し、本県以外の都道府県へ申告納入すること

告、帳簿に記載する義務及び徴収猶予の申請など申告にあたって相当の事務負担を負っていることからそれに対する経費補助の意味合いで交付することは一定の理解が得られるものの、軽油引取税の最終的な負担を負うのは消費者であり、特別徴収義務者は消費者が負担する軽油引取税を一時的に預かり、納入するという当然の義務を果たしているものと考えれば、報償金の交付の水準については、適正水準か否か必要に応じて再考すべきと考えられる。

各都道府県の交付状況を税務課に確認したところ、申告納入期限内納入額の交付率は全都道府県で前述の交付率と同率であるものの、徴収猶予期限内納入額の交付率は、それよりも低い交付率によっている県もあるとの回答であった。

特別徴収義務者における事務負担については、情報処理技術の向上に伴い、必ずしも申告納入額に対して比例的に増減するものではないと考えられる点からも、県として報償金制度の趣旨に即した交付額の適正水準を再考し、交付率や算出方法について今一度見直しを行うことを検討されたい。

【意見】 No. 30

現在運用している『軽油引取税課税事務取扱要領』は、平成12年2月に一部改正がなされたものの、以後の法改正による条文の変更が反映されていない状況にある。この結果、条文番号のみならず使用者証の有効期間について本来3年であるべきところ2年と記載されている等、課税事務に直結する内容も適正な記述となっていない箇所が見受けられた。

で、結果的に税収の低下につながるおそれがあるため、難しい状況にある。

今後とも、他県の動向を注視しながら、報償金の適正水準について、引き続き検討していく。

現行の事務取扱要領については、現状の地方税法規を正確に反映するよう令和元年度中に改正する予定であり、その後も、法改正等に伴い適時改正していく。

県税担当者によると、事務遂行においては各種通知、事例を取りまとめた「課税事務マニュアル」を整備し、また、現行条文を直接確認する等して適正に対応しているとのことであるが、本来事務取扱要領は関連条文等を要約し、実務の中で参照する拠り所となるよう規定することで、円滑な事務遂行を図るためのものである。担当者によれば、現在事務取扱要領の見直しを検討中であるとのことであるが、担当者の異動による引継ぎ時の事務ミスを防ぐ観点からも、本要領の適時の見直しを図り、常に最新の状況を保つよう努めることが望まれる。

【意見】 No. 31

免税証の交付申請時には、免税軽油交付申請算出明細書に使用見込数量を記載し、申請を行う。使用見込数量は、時間当り消費量×1日平均稼働予定時間×期間稼働予定日数により算出し、時間当り消費量については過去実績を基に算定がなされている。

この点、特段機械等の入替が無いにもかかわらず、交付申請時ごとの過去実績による時間当り消費量の増減が大きく、また毎回の交付申請時に有効期限切れの未使用の免税証の返納がなされている事例が確認された。

必要数量以上の免税証の発行は盗難・紛失・不正流用等のリスクが高まると考えられることから、交付申請書類の確認時には、書類間の整合及び計算の確認のみならず、適正な数量を交付するためのチェック項目等の作成・運用により、必要数量の精査の

免税証の交付数量を適正なものとするため、これまでも交付申請書類の確認を厳格に行ってきたところであるが、さらに令和元年度中にチェック項目等を作成し、令和2年度から運用していく。

精度向上に努められたい。

【指摘】 No. 32

免税軽油使用者は前月分の免税軽油の引取りに関する事実及び数量を記載した報告書を毎月末に提出することとなっている。当該報告書の記載事項は、地方税法施行規則第8条の39に定められており、『引取り事実及びその数量』等のほか『免税軽油の使用に関する事実』『免税証の保有状況』等の記載が求められている。

この点、一部の免税軽油使用者において、『免税軽油の使用に関する事実』『免税証の保有状況』の記載箇所の頁の提出が漏れていることが確認された。記載が漏れていた事項は、報告書と同時に提出される「免税証交付申請書」の添付書類等で内容は確認できたとはいえ、同規則により当該記載が求められるのは、引取り事実と月中の使用状況、免税証の残数の整合性を確認することで、免税軽油の適正な使用状況が継続的に確保されていることを確認する趣旨であると考えられる。

単に書類上の計算の正確性を確認するだけでなく、添付書類の網羅性、よくある記載誤り、書類間の整合性等のチェック項目を作成・運用することにより、同規則に定められた提出書類の確認に万全を期されたい。

【指摘】 No. 33

使用済みの免税証は特別徴収義務者を通して、納入申告書と共に総合県税事務所に提出され、有効期間経過後に使用されなかった免税証は免税軽油使用者より免税軽油

免税軽油の引取り等に係る報告書の確認にあたり、添付書類や書類間の整合性等のチェック項目を作成し、令和元年度中から運用していく。

使用済免税証および返納免税証について、平成30年10月から、穿孔のうえ保管する取扱いへと変更した。

使用者証等返納書と共に提出される。提出された免税証は、免税証記載のバーコードの読み取りにより、軽油引取税班において税務電算システムに回収登録が行われる。

この後のフローについて、富山県税事務取扱規程では、納入申告書に添付された免税証には使用済印を、返納された未使用の免税証には返納印を押印するとともに、当該使用済及び未使用の免税証は提出又は返納のあった日の属する年度の翌年度末まで保管し、期間経過後は、直ちに破棄しなければならないと定めている。（第14条の4第2項、第3項）

一方、総合県税事務所の実際の実取扱いは、回収登録された使用済み及び未使用の免税証について、束の一枚目に使用済印もしくは返納印を押印し、鍵付きのキャビネットに格納し、一定量に達した際に、他の機密文書と共に適正に廃棄しているとの回答であった。

この点、現状の取扱いでは、キャビネットについて常時施錠される性質のものではないとともに、押印されていない免税証について盗難・紛失が発生した場合に、不正に免税証が使用される可能性があると考えられる。また破棄の時期についても同規程に規定されている翌年度末までの保管がなされず、一定の量に達した時期に破棄されている事が確認された。

したがって、同規程に従った処理が必要である。なお、担当課が全枚数への押印が困難であるとの事情もあり現状の処理が適切と判断する場合には、現状の処理に合わせた事務取扱規程や事務取扱要領の修正を速やかに検討されたい。

現状に即すると、押印又は穿孔のうえ一定期間保管し、期間経過後速やかに破棄する処理とすることが適切であると考えられるため、事務取扱規程及び事務取扱要領についても、これに沿って令和元年度中に改正することとする。

【意見】 No. 34

免税軽油使用者は給油時に免税証を販売業者に引き渡すことにより、軽油引取税の分だけ軽油を安く購入することができる。つまり、免税証は必要記載事項を印字すれば、一種の金券として機能するといえることから、適切な受払管理と定期的な現物棚卸が必要と考えられる。

総合県税事務所では、免税証用紙は鍵付きのキャビネット等に保管されているが、特段受払管理は実施されていない。上述の免税証の性質を踏まえると、少なからず不正使用のリスクはあると考えられ、免税証用紙の受払管理と現物棚卸は事務取扱要領等にて明文化し、運用されることが望まれる。

7. 徴収

【意見】 No. 35

担当課においては、税務電算システムで作成した還付充当確定一覧表が添付された上で還付充当決議がなされており、還付充当確定一覧表は重要な文書である。また、担当課においては還付充当確定一覧表がチェックの対象となっており、作業上も重要である。

こうした還付充当確定一覧表は還付プロセスでも重要な資料と考えられるが、現状は規程等で定めのない任意の文書に位置づけられる。

還付充当確定一覧表は、上記のとおり還付業務においても重要な文書と考えられることから、同規程に反映することが望まれる。

平成31年3月から、免税証用紙の受払管理と現物棚卸を実施している。

事務取扱要領においても、令和元年度中の改正にあわせて、免税証用紙の管理方法を明文化する。

還付充当確定一覧表を富山県税事務取扱規程に定める様式として追加することを検討する。

【指摘】 No. 36

次のものについて実際に運用されている様式と規程等に定められている様式で一部異なる点が見られる。

督促状発付伺については、富山県税事務取扱規程（以下、「取扱規程」という。）第3号様式の16(1)にある、起案日、決裁日、納税者（特別徴収義務者）及び摘要の各欄が設けられていないが、起案日等の各項目は督促事務においても重要な項目でもあり、取扱規程の様式によるべきである。

県税等収入報告書については報告対象とする税目の点で取扱規程第7号様式、富山県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式に関する規程第59号様式の定める様式と、同様に県税徴収状況報告書についても報告対象とする税目の点で取扱規程第7号様式の2の様式と、また、軽油引取税に係る徴収猶予決議書及び徴収猶予決定通知書についてはその記載項目において取扱規程第30号様式(1)、富山県税条例施行規則第30号様式と異なることから、規程等の様式への準拠が求められるが、担当課において様式が実態に即していないと判断する場合には、規程等の見直しを速やかに検討されたい。

【指摘】 No. 37

税務課が平成17年に滞納整理推進要綱を策定したが、総合県税事務所では職員が開発した滞納整理システムの改良により、滞納整理の進捗状況や行動計画等を関係職員が共有できるように改善が進められており、主に以下の点で実態とかい離してきて

督促状発付伺については、平成31年4月の定期発付分から取扱規程の様式に準拠している。

県税等収入報告書及び県税徴収状況報告書については、取扱規程の様式が実態に即していないことから、これを税制改正に併せて令和元年10月に改正のうえ、同月報告（同年9月末現在）分から改正後の様式に準拠した。

徴収猶予決議書については、令和元年7月決議分から、徴収猶予決定通知書については、令和元年11月決議分から、それぞれ取扱規程、富山県税条例施行規則の様式に準拠した。

指摘があった点も含め、実態とかい離している箇所を全体的に見直し、平成30年度末までに要綱を改正した。

いることから、実態に即して同要綱の見直しを速やかに検討されたい。

- ・ 月間計画
- ・ 週間出張計画
- ・ 滞納整理状況報告書

【指摘】 No. 38

軽油引取税徴収猶予申請書の月分売掛金明細書（富山県税条例施行規則第118号様式付表）は売掛数量の単位がk1（キロリットル）であるにもかかわらず、1（リットル）単位の数量で記載されているものが、平成30年1月分38件中4件見られた。

徴収猶予限度額の記載に誤りはないとは言え、事務の混乱を防止するためにも、様式表示のとおりk1単位での記載が必要である。担当課においては正しい単位での記載を申請者に指導する必要がある。

【指摘】 No. 39

平成29年度延滞金額減免決議書（富山県事務取扱規程第35号様式）26件中3件につき、減免期間が理由書の減免期間と相違し記載誤りとなっていた。

税務電算システムで出力された帳票が同決議書に添付されており、減免額に誤りはないものの、延滞金額減免決議書（事務取扱規程第35号様式）の減免期間次第で減免金額が変わるため、当該減免期間の記載の正確を期すとともに、決議書の承認者も減免期間欄も含め慎重な確認が必要である。

8. 税務システム及び情報セキュリティ

【指摘】 No. 40

税務電算システム情報セキュリティ対策

令和元年7月に申請者へ注意喚起のためのチラシを送付するなど指導に努めるとともに、審査の際の確認を徹底している。

令和元年度から、減免期間を含む記載内容全体について、担当者及び班長以上の複数の承認者による慎重な確認を徹底している。

特権IDのパスワードの変更頻

実施手順においては、8アクセス制御で「税システム責任者は、特権を付与されたID及びパスワードについて、利用者の端末パスワードよりも定期変更、入力回数制限等のセキュリティ機能を強化しなければならない」と定められている。

しかし、税務電算システムの特権IDのパスワードについても一般IDと同じ年1回の更新頻度となっている。また、特権IDにおけるパスワードの入力回数制限についても一般IDと同様である。

よって、同手順にしたがい、最上位権限を設定した特権IDについてはパスワードの変更頻度を一般IDよりも高めるとともに、パスワードの入力制限回数についても一般IDよりも少なく設定することが求められる。

なお、現行のシステムでの対応が困難であれば、次期システムでの導入を検討されたい。

【指摘】 No. 41

財務会計システム・税務電算システム間のデータのやり取り等に際しては県所有USBが使用される。税務電算システム情報セキュリティ対策実施手順の定めにより使用・返却の際に記録すべき媒体管理簿を通査したところ、平成30年2月25日における管理係長の返却確認欄に確認印が押印されていないかった。

USBの不正使用や情報の流失を発見・防止する観点からも、媒体管理簿への返却確認・押印手続の徹底が必要である。

【指摘】 No. 42

度については、令和元年度より年間複数回の変更を実施している。

特権IDのパスワードの入力回数制限については、現行システムでの変更が困難であるため、次期システムでの導入を検討する。

令和元年度からUSB媒体管理簿の返却確認・押印手続を徹底している。

税務電算システム情報セキュリティ対策実施手順に定める情報資産の分類がなされていない。

情報資産の重要度に応じた情報セキュリティ対策を実施するため、同手順に従った情報資産の分類が必要である。

【意見】 No. 43

プログラム変更時に外部委託業者との間で要求事項のやり取りに利用されるフォルダについては、庁内LANと分離された税務LANの中で利用されており、一般の県職員はアクセスできないが、税務課又は県税事務所職員であれば検索により容易にアクセス可能である。

プログラム変更に係る不正アクセスを未然に防止するためにも、当該フォルダについては、速やかにアクセス権限を税務課のシステム担当者限定することが望まれる。

【意見】 No. 44

県担当者及び外部委託業者については、明確な業務範囲・権限設定の上、個人情報等に関する情報資産の取扱いについても制限しているが、それらの遵守状況を確認する方法として、ユーザーのアクセスログの閲覧が考えられる。しかし、かかるアクセスログの閲覧は実施されていない。

県担当者及び外部委託業者のアクセスログを閲覧し、不必要なデータベースへのアクセスがないことを確認する等、ユーザーの業務遂行状況について定期的なモニタリングを実施することが望まれる。

なお、現行のシステムでの対応が困難で

平成30年度から税務電算システムの情報資産について、税務電算システム情報セキュリティ対策手順に従った分類を実施している。

令和元年度に外部委託業者指示用フォルダについて、アクセス権限を税務課のシステム担当者限定する改修を行う。

現行システムのアクセスログにはモニタリングに対応するための機能はなく、また、現行システムを改修して対応することも困難であるため、次期システムでの導入を検討する。

あれば、次期システムでの導入を検討されたい。

【意見】 No. 45

プログラム変更時において、修正依頼リスト等を通じた管理がなされているが、かかる運用についてリリース管理手順が明文化されていない。

リリース前の確認が十分になされない場合、仕様と異なるプログラム変更が行われるリスクがあるため、プログラム変更時のリリース管理手順を明文化することが望まれる。

【意見】 No. 46

税システム開発室においては、県職員以外のICカード所有者以外については入退室管理表に用件や入退出時刻を記載することとなっている。

県職員で同室に出入りするの税務課職員のみであり、課で所有するICカードを使用しているが、誰が出入りしたかまでの管理はなされていないので、何らかの記録を残すことが望まれる。

令和元年度中にプログラム変更時のリリース管理手順を明文化する。

平成30年度から税務課職員が税システム開発室に入退室する際の入退出管理簿への記載（日付、氏名、入退出時間、目的等）を徹底している。